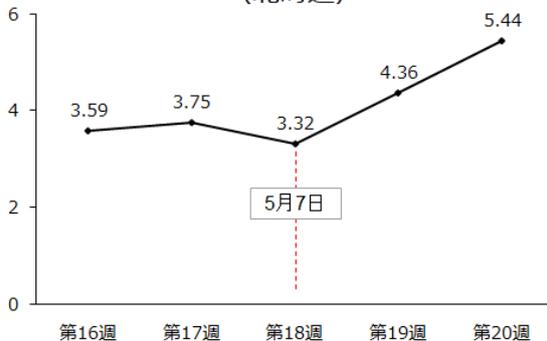


【第30回】

新型コロナウイルス感染症が5類に変更されてから約4週間がたちました。マスコミから感染者数の情報提供もなくなり、“過去の感染症で安全になりつつある”と考える人も出てきているようです。でも、ウイルスはしたたかです。現状について書きたいと思います。

5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、感染者数の把握方法も定点把握となりました。具体的には、全国約5000ヶ所の定点医療機関による報告を週に1度公表する形に変更となりました。最近、厚生労働省は定点把握にして以降、初めての定点当たりの感染者数を公表しました。

新型コロナウイルス感染症定点あたり報告数推移
(北海道)



左図は北海道のデータです。定点当たりの感染者数は、5月7日は3.32でした。5月8日の5類変更後は増加傾向にあり、5月14日は4.36、5月21日は5.44でした。5月7日と比較して5月21日は約1.6倍の増加です。このデータはあくまでも症状があつて病院受診した患者さんのデータですが、自覚症状の無い感染者も同様に増加している

可能性が大です。マスコミも以前と同じように実測データの啓発をしてほしいものです。諸外国では当たり前のように陽性率の把握はなされています。日本ができないことはありません。でも、よく調べてみると、現在の感染症法には、陽性率を把握するために必要な「医療機関への疑い患者の受診数を報告する」という項目は含まれていないことがわかりました。したがって、報告できる内容は限られてしまうのです。あまりに感染症法に縛られすぎた影響と考えられます。この状況を改善するためには、各地域で本当に必要なデータを集めるためのボランティアな仕組みをボトムアップで構築することが今後は必要と考えます。それはさておき、新型コロナウイルス感染症は北海道において増加傾向は間違いのないでしょう。お互い気を緩めずに引き続き注意していきましょう。(文責:佐藤 浩樹)

【第 29 回】

新型コロナウイルス感染症は 5 月より感染症法の 5 類に分類されます。細かな情報公開は少なくなるでしょう。でも、ウイルスは弱体化していません。今後は、「うつさない」、「うつらない」、を基本とする個人対策にゆだねられます。これまでの情報を整理したいと思います。

5 類になると何がかわるのか。簡単にまとめましたので参考下さい。

新型コロナウイルス感染症の新たな対処方針

	現在  5月8日以降	
感染対策の考え方	法律に基づき 行政が要請・関与	・国民の自主的な取組
政府の対応と根拠	新型インフル特措法に 基づく基本的対処方針による求め	・基本的対処方針は廃止 ・感染症法に基づく情報提供
事業者に関する取組	事業者による業種別 ガイドラインの作成	・業種別ガイドラインは廃止 ・事業者の判断、自主的な取組

【気になる情報】

ウイルスは進化しています。2 月よりオミクロン株の亜系統である XBB 系統の割合が急激に増えてきました。4 月の東京都の報告によると、3 月下旬で都内では本系統が 50%を超えたとのこと。ちなみにアメリカは 9 割以上。今後日本でも増えていくことが予想されます。では、どのような特徴があるのか？最近の報告からわかっていることは以下です。

- ・XBB 系統には、XBB、XBB.1.5、XBB.1.9.1 がある
- ・XBB 系統は従来のオミクロン株よりも免疫から逃れる性質が強くなっている可能性あり
- ・XBB1.5 は XBB よりも感染力が強い可能性あり

5 類になると新型コロナウイルス感染症についての情報を手に入れることが難しくなるかもしれません。これを補う意味で、今後も情報発信を続けたいと思います。(文責:佐藤 浩樹)

【第 28 回】

いよいよ新学期をむかえます。新型コロナウイルス感染症は現在のところ落ち着きをみせており以前の日常に戻りつつあります。国もマスク着用は自己判断としました。でも気の緩みは禁物。注意点について今回は書きたいと思います。

最近の国の考え方を示します。文部科学省は、「基本的対処方針等においては、令和 5 年 4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校における学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とすることとし、大学等についても適切に対応すること」の方針を出しました。でも、内容は具体性に欠けており、行動するうえで判断指針とはなりえません。以下に具体例を書きました。参考にして下さい。

【今後のマスク着用の基本的な考え方】

以下のような考えがある時はマスク着用を考慮しましょう。

1) 感染症を積極的に予防したい時

- ・自分もしくは同居家族に重症化リスクがある/重要なイベントを控えている。
- ・医療機関・介護施設・社会福祉施設などで実習がある。
- ・ワクチン接種をしていない。

2) 自身が感染症に罹患している恐れがある場合(感染拡大の予防)

- ・咳・くしゃみなど飛沫を飛ばす症状がある。
- ・発熱や倦怠感などのかぜ症状がある。

3) 同居家族(またはそれに相当する人)に感染者がいる。

4) 感染症予防以外の理由

- ・花粉症、食品衛生、心理的要因、ファッション

4 月からは同じ場所にマスクを着用している者としていない者が混在することになります。どちらが正しいか判断はできません。お互いの考えを尊重して共存することが、ウィズコロナ、ポストコロナの時代には求められることです。今後はさらに様々な制限緩和が進むでしょう。混乱が生じないよう思いやりを持って行動することが大切です。(文責:佐藤 浩樹)